

自治会・町内会 加入促進ガイドブック



弥富市

目次



1	はじめに	1
2	自治会・町内会とは？	2
	自治会・町内会とは ……	2
	自治会・町内会の主な活動 ……	3
3	災害時の自治会・町内会活動	5
	東日本大震災や阪神・淡路大震災等での活動 ……	5
4	自治会・町内会の加入促進	6
	加入率の低下 ……	6
	自治会・町内会に加入しない理由 ……	7
	加入のメリット ……	8
	加入促進の心構え ……	9
	勧誘活動の方法 ……	10
	自治会・町内会への勧誘対象 ……	11
	自治会・町内会への様々な勧誘方法 ……	12
	勧誘の際の一般的な想定質問 ……	13
5	一般自治会と認可地縁団体	16
	認可地縁団体とは ……	16
	資料編 ～自治会・町内会で使える文書例～	

1 はじめに



弥富市には、現在77の自治会・町内会があります。自治会・町内会の活動内容はそれぞれの組織の規模や環境によって異なりますが、住民同士の親睦や生活環境の維持等の活動のほかに、子どもの安全対策や防災活動等に取り組み、地域の団体や行政と連携して地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。

また、日本は災害の起こりやすい国であり、東日本大震災や阪神・淡路大震災等、大災害が各地で発生しています。大規模災害発生時には、非常に多くの方が近隣住民の助け合い・支え合いによって助かっており、災害時の自治会・町内会活動がいかに重要であるということが再認識されています。海拔ゼロメートル地帯が広がる本市でも、非常に高い災害リスクを有しており、災害時における自治会・町内会の需要は計り知れません。

しかしながら、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、自治会・町内会が行っている地域活動への関心が薄れ、自治会・町内会に加入しない世帯が増加し、大きな問題となってきております。

このガイドブックは、自治会・町内会についてのほか、役員様の一助となるよう、勧誘訪問活動の手引き等もまとめてあります。自治会・町内会について理解を深め、市民協働による安全・安心でより良い暮らしができる、魅力溢れるまちづくりをしていきましょう。

2 自治会・町内会とは？

◆自治会・町内会とは

自治会・町内会とは、地域に住む人々が自主的かつ主体的に活動をしている**住民自治組織**です。

地域の皆さんが安全・安心に暮らすためには、日ごろから一人ひとりが地域に関心を持ち、住民同士で顔の分かる関係を築くことが重要です。

自治会・町内会は、地域住民の皆さんにとって一番身近な地域団体として、地域の防災や防犯、環境美化等、個人や家庭だけでは解決することが難しい課題を解決し、より住みやすいまちを作り上げるために活動しています。

また、自治会・町内会を運営していくためには、多くの地域住民の皆さんの理解と参加、協力が必要です。



2 自治会・町内会とは？

◆自治会・町内会の主な活動

自治会・町内会は、防災、防犯、環境美化、福祉、教育、地域資源の保護・伝承等、多岐にわたる様々な分野で活動を展開しています。

自治会・町内会が行う活動の一例をご紹介します。



防災訓練

地域の防災力を高めるため、多くの人が集まり、防災訓練を行っています。また、地域で学び合うことで親睦を深め、災害時にすぐ助け合えるような関係を築いています。

情報の伝達

地域のイベント・お祭り等の情報を回覧板を通じて得ることができます。

また、一部の自治会・町内会では、独自で会報を作成しているほか、子ども会や福寿会等からの情報も得る事ができます。市や公共団体からの情報についても、回覧板を通じて発信されることがあります。



環境美化

生活環境を快適に保つため、道路の草刈りや排水路清掃、公園の花植え等を行っています。



高齢者の居場所づくり

高齢者の孤立防止のため、雑談会等を開催したり、地域で組織された福寿会への助成を行っています。



防犯活動

登下校時の見守りや防犯パトロール活動を通して、安全・安心なまちづくりに貢献しています。

子育て支援

地域に住む子どもたちのために、子ども向けの行事を企画したり、子ども会への助成を行っています。

お祭り・イベント等の開催

地域の安全・安心を守るためには、日ごろから顔の分かる関係を築くことが重要です。そのために、お祭りや体育大会等、地域の特色を生かした様々なイベントを開催しています。また、イベントへの参加は、地域の親睦はもちろん、家族の思い出づくりにもなります。



このほかにも、自治会・町内会は地域の安全・安心のため、様々な活動に取り組んでいます。

3 災害時の 自治会・町内会活動

◆東日本大震災や阪神・淡路大震災等での活動

東日本大震災や阪神・淡路大震災等の大規模災害が発生した際、住民同士の共助により避難誘導や安否確認が行われていました。阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた際、約3割もの人が共助により救助されたそうです。

実際に災害が起きた際、自治会・町内会がどのような役割を果たしたのか、その一例をご紹介します。

避難誘導

発災時の最寄りの避難場所への誘導や、避難場所から指定した避難所への誘導をしました。



公民館等の避難所開設、運営

公民館等を避難所として開設しました。避難所では、震災についての情報収集、炊き出し、発電機、トイレの用意等を行いました。

安否確認

自治会・町内会の名簿を活用し、安否確認を行いました。

夜間警備

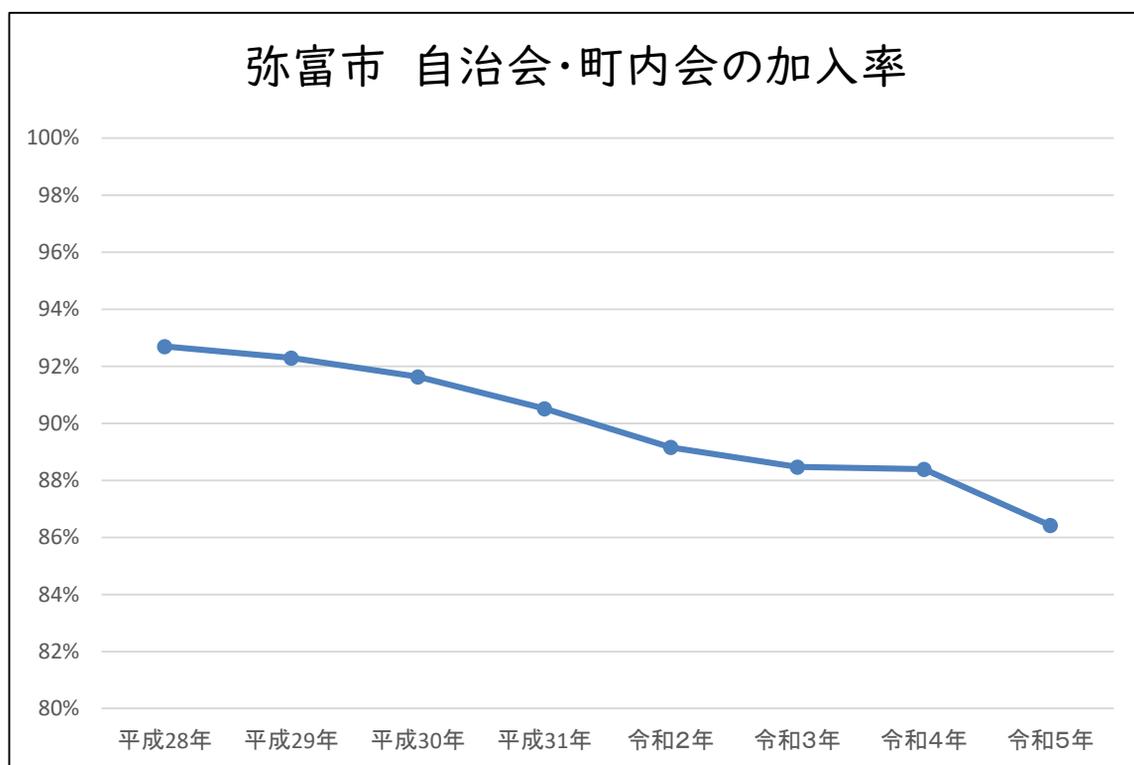
地元消防団と協力し、夜間警備を行い、不審者の確認や危険個所の確認を行いました。

4 自治会・町内会の加入促進

◆加入率の低下

近年、全国的に、自治会・町内会の加入率は低下しています。加入率が低下すると、活動の担い手が減少するほか、地域の関係が希薄になり、大地震等の自然災害が発生したときに支障をきたす可能性があります。

弥富市でも、自治会・町内会の加入率は低下傾向にあり、令和5年度の加入率は約86%となっています。



※弥富市 自治会・町内会加入率は、住民基本台帳の弥富市世帯数と市広報配布部数から算出したもの。

4 自治会・町内会の加入促進

◆自治会・町内会に加入しない理由

自治会・町内会加入率は、なぜ年々低下しているのでしょうか。

自治会・町内会に加入しない理由として、一般的には次のようなことが考えられます。



自治会・町内会がどのような活動をしているか知らない。

住民の価値観が多様化し、自治会・町内会活動に無関心な人が増加しています。

自治会・町内会に活動に参加したくない。

単身世帯や共働き世帯が増加する等、生活スタイルが多様化した結果、自治会・町内会活動に参加する余裕のない人や、役員になりたくない人が増加しています。

金銭的な負担が大きい。

自治会・町内会費を負担に感じる人が多くいます。



◆加入のメリット

弥富市では、より安全・安心で住みやすい環境を作るため、自治会・町内会への加入をおすすめしております。

自治会・町内会加入のメリットをまとめました。
勧誘訪問の際にぜひお役立てください。



災害時に助け合う(共助)

大規模な災害が起きた直後は、公共の支援がすぐには行き届かないことがあります。自治会・町内会に加入することで、顔がわかる関係になり、災害直後の救助や避難活動がスムーズになります。

犯罪から身を守る

地域内での犯罪を防ぐために防犯パトロール等の防犯対策を行っています。

情報が入りやすくなる

自治会・町内会に加入すると、自治会・町内会が発信する情報等が回覧板を通じて得られるので、身近な情報が入手しやすくなります。

身近な頼れる相手ができる

様々な活動を通じて、皆さんがお互いに助け合い、顔がわかる関係になることで、より良い相互関係が生まれます。地域のコミュニケーションが深まれば、隣近所だけでなく地域全体が協力者となってくれます。

4 自治会・町内会の加入促進



◆加入促進の心構え

自治会・町内会加入を促す場合において、相手を不快にさせる態度をとってはいけません。加入促進活動を行う前に、役員の共通認識の醸成や、意思統一を図りましょう。

自治会・町内会の役割を再確認する

自治会・町内会がどのような活動をしているのか、その役割や加入のメリット、必要性を十分に理解しましょう。

誠意のある対応をする

相手の立場に立って考え、迷惑をかけることのないよう、丁寧に誠意ある対応をしましょう。

自治会・町内会の加入を強制しない

加入を強制するような呼びかけをしてはいけません。あくまで任意であることを理解していただいたうえで、加入をお願いしましょう。

【参考】裁判所の判例

自治会・町内会の加入について、2005年4月の最高裁判決で、「自治会（町内会）は法律で加入を強制される組織でなく、住民の自主的な意思でつくられる任意団体である」との判断がありました。この判断によれば、**自治会・町内会への加入はあくまで任意であり、加入を強制することはできません。**

◆勧誘活動の方法

自治会・町内会に加入してもらうためには、訪問前に準備を行い、転入者や未加入者に適切な勧誘訪問を行うことが重要です。

自治会・町内会勧誘訪問のポイントについてまとめました。勧誘訪問の際にぜひお役立てください。



訪問前準備

準備のポイント	
世帯把握	住宅地図等を使い、未加入世帯を把握しましょう。新しい住宅等もチェックしましょう。
資料準備	あいさつ状や加入申込書、総会資料、チラシ等を準備しましょう。
質問想定	加入のメリット等を説明できるようにしましょう。想定される質問には、答えられるように対策しましょう。

※想定質問や資料のひな形については13ページ及び19ページを参照してください。

勧誘訪問

訪問のポイント	
時期	既居住者はイベント等のタイミングで訪問しましょう。新規転入者は転入後すぐに訪問しましょう。
時間帯	なるべく夜は避けましょう。相手の対応可能な時間を考慮しましょう。
訪問時間	初回訪問は5分程度で簡単に説明しましょう。
人数	複数(2~3人程度)で訪問しましょう。
断られたら	後日、役員を変えて再訪問しましょう。加入は任意です。しつこく粘ってはいけません。

4 自治会・町内会の加入促進



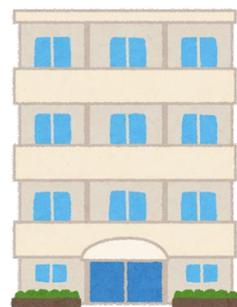
◆自治会・町内会への勧誘対象

自治会・町内会への加入は、戸建の日本人世帯だけでなく、同じ地域に住む人であれば、どのような方でも加入できます。

マンション・アパート等の居住者

マンション等の居住者の皆さんへ自治会・町内会勧誘活動を行う場合は、マンション等のオーナーや管理組合、住宅事業者等と相談し、ご協力いただくことが重要になります。マンション等の居住者へ勧誘する際は、まず役員から、オーナー等へお声かけをして、協力を得ながら居住者への勧誘を進めましょう。

可能であれば、住宅事業者にご協力いただき、入居手続きの際に自治会・町内会についても説明していただくことも効果的です。



外国籍の世帯

弥富市には、外国籍の方も数多く在住しています。外国籍の方も地域の一員ですので、文化や風習、価値観の違いを認め合いながら、交流を深め、町内会・自治会活動に勧誘しましょう。

商店・事業所等の企業

自治会・町内会の会員はその地域に住む世帯だけでなく、商店や事業所等も対象となります。

また、通常会員ではなく賛助会員として、お祭りやイベント等で、寄付金の協力をお願いする方法もあります。



◆自治会・町内会への様々な勧誘方法

自治会・町内会への勧誘活動は、訪問のみではありません。様々な方法を使って、自治会・町内会への参加を積極的に呼びかけましょう。勧誘方法の一例をご紹介します。



イベントへの参加呼びかけ

自治会・町内会活動が分からないうちに加入するのは、難しいと感じる方もいらっしゃいます。まずは、お祭りや防災訓練、一斉大掃除等のイベントの際に、自治会・町内会未加入の方を誘ってみてはいかがでしょうか。実際の活動を知ることによって、自治会・町内会の役割や大切さを理解していただけるかもしれません。

イベントでのポスター掲示

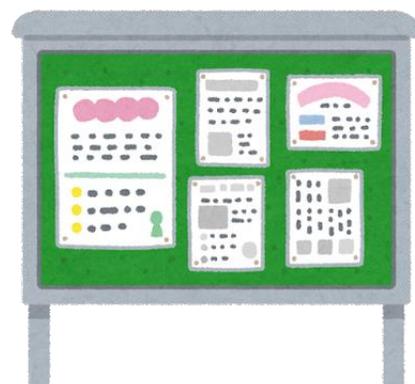
お祭りや体育大会等のイベントには、自治会・町内会未加入世帯の方がいらっしゃる場合もあります。イベントに来た未加入世帯の方に見ていただけるよう、会場内の目立つ場所に、ポスターを掲示することも効果的です。



看板・掲示板等の活用

公民館等を保有している地区は、看板や横断幕等を設置し周知することもできます。

また、マンション・アパート等には、居住者向けの掲示板が用意されている場合もあります。オーナーや管理組合の方にご協力いただき、マンション等の掲示板に勧誘ポスターを掲示させていただくのも効果的です。



4 自治会・町内会の加入促進



◆勧誘の際の一般的な想定質問

勧誘訪問をすると、相手から質問をされることもあります。

一般的な想定質問と回答例についてまとめましたので、自治会・町内会の状況にあわせて修正し、勧誘訪問にお役立てください。

Q 自治会・町内会とは何ですか？

A 地域の住民が自主的に作り上げる住民自治組織です。防災、防犯の取り組みやお祭りや体育大会等の行事等、様々な活動を行うことで、親睦を深めながら団結し、自分たちの地域を住みやすくしていく組織です。

Q 自治会・町内会は絶対に入らないといけませんか？

A 自治会・町内会への加入は任意です。しかし、地域の防犯・防災・環境美化等、個人では解決できない課題の解決のため、自治会・町内会での助け合いが重要です。ぜひ、加入をお願いします。

Q 役員ができないのですがどうすればよいですか？

※役員を除外や分担等が制度化されている場合は制度の説明をしましょう。

(役員を除外が制度化されていない場合)

A お仕事の都合で役員ができない等、理由はそれぞれあると思います。役員が回ってきた際、事情をお話いただけたら、と思います。役員ができる状況になった時に役員をしたり、他の方法で貢献する等、より住みやすいまちづくりのため、ご協力をお願いいたします。



Q 役員はどのように回ってきますか？

A 役員は1年任期で、順番に回ってきます。この班は、全部で〇軒あるので、大体〇年に1回ほど役員をお願いしております。

Q 地域と関わりをもたないので、地域の情報はいりません。

A 自治会・町内会の回覧や配布物には、ためになる情報がたくさん詰まっています。地域の各種行事だけでなく、市役所等からの大切な情報も伝達しています。

Q 回覧や配布物、防災等は市役所がやるべきでは。

A 住民のニーズが多様化した現在、行政だけでの対応は難しいと言われております。また、防災の面でも「自助」や「公助」では限界があります。より安心して快適に暮らしていただくためには、地域の住民が協力し、共に助け合う必要があります。

Q 会費はどれくらいかかりますか？

A 会費は1ヶ月〇円で、〇ヶ月分を〇月頃に一括で集金いたします。役員が集金に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

Q 会費等を払うのがもったいない。払うお金がない。

※世帯状況により減免制度がある場合は、制度説明をしましょう。

(減額制度がない場合)

A 会費は、公民館の維持費や防災・防犯活動費として使用したり、子ども会、福寿会への助成金等、地域の皆さんが快適に暮らしていくために使われています。地域の皆さんの住みやすいまちづくりのため、ご協力をお願いいたします。

4 自治会・町内会の加入促進



◆勧誘の際の一般的な想定質問

Q 単身者で転勤もあるので長くは住まないのですが。

A 引っ越しするまでの短い期間でも、その地域で安全・安心に暮らしていただきたいと思います。また、地域の方々ともイベント等で親睦を深めていただき、離れても助け合えるような仲間を作っていただければと思います。

Q 各種行事への参加は強制ですか？

A 各種行事への参加は強制ではありません。都合の合う日に少しずつ地域のためにご参加いただければ結構です。

Q 個人情報の管理は安全ですか？

A 提供された個人情報は自治会・町内会で定めている目的のみに使用し、責任をもってしっかり管理しています。

Q 学生は加入しなくても良いですか？

A 学生の方も、ぜひ加入していただきたいです。これから社会に出ていく中で、自治会・町内会の活動はきっと役に立ちます。お祭り等のイベントに積極的に参加し協力していただき、そこで得たものを社会で活かしてください。

Q 住民票を移していないのですが加入できますか？

A その地域に住んでいる方であれば、加入していただけます。同じ地域の仲間として、ぜひ地域の方々との親睦を深め、より良い生活を送ってください。

5 一般自治会と 認可地縁団体



◆認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、地方自治法に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治会等の地縁による団体のことです。

認可地縁団体になると、自治会・町内会が法人格を得るため、団体名義で不動産の登記ができるようになります。

令和3年時点で、市内にある77の自治会・町内会のうち、48が認可地縁団体となっております。

不動産登記等でお困りの場合は、認可地縁団体についてお問い合わせください。

なお、認可地縁団体について詳しく知りたい場合は、地縁団体認可ハンドブックをお読みください。

地縁団体認可ハンドブックにつきましては、市民協働課にございます。



資料編

～自治会・町内会で使える文書例～



資料編

～自治会・町内会で使える文書例～

自治会・町内会の勧誘活動では、地域に住む人たちへお渡しする様々な文書を作成することがあります。どのような形式で文書を書けばいいかわからない、という方向けに参考となる文書を用意しました。

勧誘訪問の際のチラシとしたり、地域のイベントでポスターとして掲示する等、ぜひご活用ください。

◆参考文書一覧

内容	参照項
あいさつ状の例	20ページ
加入促進チラシの例	21ページ
活動紹介チラシの例	22ページ
自治会・町内会加入申込書の例	23ページ



【参考】あいさつ状の例

令和 年 月 日

新規転入(転居)された皆さんへ

〇〇自治会(町内会)
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、〇〇自治会(町内会)の区域内にご転入されたこと、〇〇自治会(町内会)を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇自治会(町内会)は、現在〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との交友の輪が広がりますよう、〇〇自治会(町内会)加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

会員が一人でも増えることは、自治会(町内会)としても力が大きくなり地域の問題解決を図る最大の方策だと確信していますのでよろしくお願いいたします。

なお、会費(年もしくは月〇〇〇円)は、転入の翌年・翌月からいただくことになっていますので、念のため申し添えます。

記

☆あなたの所属する班は 〇〇 班で、

☆班長さんは現在 〇〇 〇〇 さん(☎ ××-××××)です。

※ご不明の点がございましたら、お電話などでお気軽にご相談下さい。

(会長 〇〇 〇〇

☎ ××-××××

【参考】活動紹介チラシの例

〇〇自治会では、 住みよいまちづくりをしています！

〇〇自治会は、地域の住民が協力・連携し、自分たちの住むところを良くしていこうとする組織です。自治会ではこんな活動をしています！

イベントの実施



防災訓練・防災備蓄



情報の発信



高齢者・子育て支援



清掃・美化活動



ほかにも様々な活動を行っています！

お問い合わせは、〇〇自治会（役職名）（氏名）（電話番号）まで！

【参考】自治会・町内会加入申込書の例

令和〇年〇月〇〇日
〇〇自治会(町内会)会長宛

〇〇自治会(町内会)加入申込書

私は、〇〇自治会(町内会)に加入する意思がありますので、本書のとおり届出ます。
なお、下記「※個人情報の取扱いについて」にも同意します。

住所	〒 -
ふりがな	
氏名	
電話番号	

加入申込みと同時に
「個人情報取扱い」の
同意を得ましょう。

個人情報の利用目的をできる限り特定し、本人に知らせることが必要です。

※個人情報の取扱いについて

- ・ ご記入いただいた個人情報は、会員相互及び、役員との諸連絡、自治会(町内会)活動、災害時の避難、救助活動などの際に利用します。
- ・ 当自治会(町内会)では活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、役員に配布しています。いただいた情報を会員名簿に記載します。(掲載したくない項目がある場合はご相談下さい)
- ・ 当自治会(町内会)では、自治会(町内会)活動を〇〇協議会および〇〇会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、〇〇協議会及び〇〇会に会員名簿を提供することがあります。
- ・ ご記入いただいた情報は上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人に同意なく第三者に提供したりすることはありません。



自治会・町内会 加入促進ガイドブック

弥富市 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ

〒498-8501

弥富市前ヶ須町南本田335番地

TEL:65-1111 FAX:67-4011

令和6年3月作成

